

よくある問合せ

- Q1** 本公募で認定された技術は、土壌地下水汚染対策を検討する事業者・土地の所有者等と必ず工事契約することができますか。
- A1** 公募で認定された技術は、「地下水汚染の拡大の防止技術メニュー」として東京都がホームページ等で公表します。土壌地下水汚染対策を検討する事業者・土地の所有者等は、土地利用転換アドバイザー（東京都委託業者）の助言を受けながら、地下水汚染の拡大の防止技術メニューから具体的な対策方法を検討します。
最終的に、どの土壌地下水汚染対策業者と契約するかは、見積の結果等を踏まえて事業者・土地の所有者等が判断します。認定された技術が、工事契約の締結まで至るとは限りません。
- Q2** 東京都ホームページに掲載された『公募対象技術における土地の条件（ケース①～⑯）』は、実在するサイト・汚染状況・現場条件と考えてよいでしょうか。
- A2** 実例を参考した想定事例です。複数の工法についてコストや工期を比較する際に、ある程度条件を揃える必要があるため、想定事例を作成しました。
実際は、土壌地下水汚染対策を検討する方によって条件は異なるため、認定された地下水汚染の拡大の防止技術メニューを基に、現場条件を踏まえた具体的な対策方法を検討することになります。
- Q3** 東京都ホームページに掲載された『公募対象技術における土地の条件（ケース①～⑯）』について、条件が厳しすぎる（汚染濃度が高すぎる、施工面積が足りないなど）ため、技術の応募が困難です。どうしたらよいでしょうか。
- A3** 可能な限り、ケース①～⑯の条件内で提案していただきたいですが、一部の条件が厳しければ、その点を明記したうえで応募することも可能です。
例）ここまで高濃度の汚染は無理だが、●● mg/L まで対応可能
汚染深度● m までであれば対応可能
面積が● m²以上であれば対応可能 など
- Q4** 事業者・土地の所有者等と契約する汚染状況は、東京都ホームページに掲載された『公募対象技術における土地の条件（ケース①～⑯）』と同じでしょうか。
- A4** まず、認定した技術を「地下水汚染の拡大の防止技術メニュー」として東京都がホームページ等で公表します。その後、土壌地下水汚染対策を検討する方が、土地利用転換アドバイザーを介して地下水汚染の拡大の防止技術メニューを基に、現場条件を踏まえた具体的な対策方法を検討します。よって、例示の条件とは限りません。

- Q5** 技術を有するのが●●建設（親会社）、施工するのが関連会社（当社の完全子会社）という場合、どちらが応募すればよいでしょうか。
- A5** 今回の公募は、技術を有する事業者を公募しています。そのため、施工を専門に行う事業者ではなく、技術を有する親会社で公募していただきたいと考えています。詳細は申請前にご相談ください。
- Q6** 実際の施工は当社の子会社が実施します。土壌地下水汚染対策を検討する方（事業者・土地の所有者等）との工事契約において、契約者は誰になりますか。
- A6** 技術公募は、技術を有する親会社が申請します。一方、認定された技術を用いて実際に施工する場合の契約の名義は、技術を有する親会社でも、実際に施工する子会社でも構いません。詳細は申請前にご相談ください。
- Q7** 「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」の別紙に施工費用を記載しますが、工事契約もこの金額に拘束されますか。
- A7** 申請での施工費用はあくまでも目安であるため、拘束力はありません。ただし、土壌地下水汚染対策を検討する方（事業者・土地の所有者等）は、地下水汚染の拡大の防止技術メニューを参照して具体的な対策方法を検討するため、極力、工種ごとに金額を明示し、金額算定上の条件を明示してください。
- Q8** 「地下水汚染の拡大の防止技術応募申請書」の別紙に施工期間を記載しますが、期間についてはどの段階まで書けばよいでしょうか。
- A8** 原則として、措置効果を確認できる期間まで（2年間の地下水モニタリングを含む）とします。なお、地下水汚染の拡大の防止措置等の完了要件が定められていない場合も、2年間の地下水モニタリングまでとします。